

# 沖縄県公文書館における戦争関連記録の保存と継承 — 開館 20 年の蓄積 —

沖縄県公文書館指定管理者(公財)沖縄県文化振興会 仲本 和彦

沖縄県公文書館が開館したのは、ちょうど戦後 50 年の節目にあたる 1995 年。あれから 20 年が経ち、2015 年の戦後 70 年の節目は当館にとって「成人式」の節目でもあった。本稿ではこの 20 年間に於ける当館の取組みを紹介したい。

## 沖縄の歴史

波乱のない歴史などこの世に存在しないのかもしれないが、沖縄はその地政学的な条件から波乱に満ちた歴史を歩んできた。そして、現在の公文書館のあり様にはその歴史が投影されている。当館による戦争関連記録の保存と継承の取組みを理解していただくためには、まず、その歴史を理解していただく必要がある。

## 沖縄戦以前の記録の「全焼失」

現在の沖縄県はかつて「琉球」という独立した国家として東アジアや東南アジア地域との貿易で栄えた。しかし、17 世紀初頭に薩摩の侵攻を受けてからは、中国の冊封体制の下、独立国の体裁は保ちつつも実質的には薩摩藩の支配下に置かれた。やがて 19 世紀後半、700 年に及んだ日本の武家政権が終焉を迎えて新たに明治政府が設立されると、武力を背景にした「琉球処分」が断行される。ここに 450 年に及んだ琉球王国の歴史が幕を閉じた。その後、廃藩置県によって正式に明治国家に組み込まれると、沖縄県もまた大日本帝国の一員として日清、日露、そして 2 つの世界大戦への道を突き進んでいった。

第 2 次世界大戦では最後の決戦地として、日米両軍の激しい戦闘が繰り広げられた。地

形も変わるほどの激しい空爆や砲火によって甚大な人的・物的損害を被り、県民の実に 4 人に 1 人が命を失った。そして、行政機能が集中していた那覇は焦土と化し、琉球王国から昭和初期までの記録のほとんどを焼失してしまう<sup>1)</sup>。これが今日、沖縄と本土の公文書館等との所蔵資料の決定的な違いを生み出す要因となっている。

## 沖縄戦の記録

一口に「戦争関連記録」と言っても、実は米側の記録を除いて戦時中の記録はほとんど残っていない。沖縄での日本軍の戦いはいわゆる「負け戦」であったため、戦場で記録を管理する余裕はなかった。むしろ敵に情報が漏れないようにするために自ら処分するケースもあった。わずかに残った記録は、米軍にろかく奪われ、貴重な情報源として活用された<sup>2)</sup>。

同様に、県民が残した沖縄戦の記録もほとんど存在しない。何もかも破壊され、生き延びることで精一杯だった人々に記録の保存や継承など考える余裕はなかった。沖縄の戦後はまさに「ゼロ」からの出発となった。

## 援護法の適用と沖縄戦の実態調査

沖縄戦の実態が記録として残されるようになるきっかけは 1952 年の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(以下、援護法)の制定であった。

それまでは、記録に残すこと、つまり沖縄戦を記述することは主に本土に復員した退役軍人やその証言を聞き取りしたプロの書き手によって行われた。しかしその多くは、日本軍と住民がいかに勇敢に戦い、亡くなっていったかというような「美談」として仕立て

上げられることが多かった。

1950年の講和条約の発効とともに沖縄は日本の施政権から切り離されていたため、当初は援護法の適用からも除外されていた。しかし、約10万人もの県民が戦闘に巻き込まれ死亡していたことから、沖縄にこそ援護法を適用すべきという声が強くなり、翌年、ようやく軍人・軍属を対象に適用が認められる。さらに、沖縄では軍民入り乱れての地上戦が繰り返されたことから、政府は戦時中の一般住民についての実態調査にも着手した。その結果、沖縄戦では現場で軍に徴用され、あるいは軍の要請により戦闘に協力して負傷または死亡した住民が多くいたことが判明する。政府はこれらの人々について「戦闘参加者」という類型を設けて準軍属扱いすることとし、援護法の対象者に含めるという決定を下した。

その後、当時の琉球政府や市町村が窓口になって給付金の手続きが行われ、最終的に約5万4,000人が認定された。その際、戦闘参加者と認定されるか否かの線引きは「軍への積極的な協力」であった。中には日本軍によって壕を追い出されたり、スパイ嫌疑により斬殺されたりした人々もいたが、申請窓口の担当職員の“厚意”により「壕の提供」と書き直させられるケースもあった。それが数十年後に歴史認識問題の火種になろうとは、その時誰も予想し得なかった。

### 記憶の継承～オーラル・ヒストリー～

1960年代にベトナム戦争が激化すると、沖縄の米軍基地は補給拠点としての重要性が増すとともにB52戦略爆撃機の発進基地としても使用されるようになる。戦争が再び身近なものとなって、かつて激しい戦場だったこの地の人々は自ら過去の戦争と向き合おうとする。終戦から20年が過ぎ、戦争体験の風化が危惧されつつあった中、「戦争とは何か」を記録として継承していくことの重要性が認識され、包括的なオーラル・ヒストリー事業が行われることになった。県内各地で何

百、何千時間と録音テープが回され、体験者の肉声が記録されていった。その成果が『沖縄県史』第9巻(1971年)、第10巻(1974年)として結実した<sup>3)</sup>。

### 米国の戦争関連記録

先に触れたように、沖縄戦の最中、日本軍や住民の記録はほとんど残ることがなかった。一方、米軍は戦闘中でもしっかり記録を残した。1970年代後半に、それらの記録が米国国立公文書館で公開され始めると、人々は米軍の記録管理のすさまじさに驚いた。米軍は砲弾が飛び交う中、自軍の作戦だけでなく、日本軍や住民の様子も詳細に記録に残っていた。中でもスチール写真と動画フィルムの発掘は、多くの県民にとって衝撃的だった。30年以上前の沖縄戦の風景が鮮明な画像で再現されたからだ。

県民の間でこれらの記録を日本へ持ち帰る取り組みが始まった。被爆地広島、長崎で行われていた「市民一人ひとりが、10フィート分に3,000円のカンパをしてフィルムを買い戻す」という「10フィート運動」にヒントを得て、1983年、「子どもたちにフィルムを通して沖縄戦を伝える会」(通称・沖縄戦記録フィルム1フィート運動の会)が設立され、フィルムの収集が始まった<sup>4)</sup>。

### 沖縄県公文書館の開館

1995年に沖縄県公文書館が開館すると、体系的な戦争関連記録の収集が進められるようになる。

### 米国政府公文書

1945年から72年までの米国統治時代、沖縄では在沖米軍の司令官が地元の最高権力者として君臨し、行政・立法・司法の三権を掌握した。そして今日に至るまで沖縄には広大な米軍基地が存在し、日米安保体制の要石を担い続けている。その米国政府の公文書なくして沖縄の戦後70年の歩みを検証することはできない。

そこで当館は、1997年から米国に駐在員1名を配置し、本格的な調査・収集事業に着手する。事業の中心は「琉球列島米国民政府文書」約380万ページをマイクロフィルム化して持ち帰ることだった。それは1970年代後半から米国での事業実績がある東京の国立国会図書館との共同事業だった。事業は2003年に終了したが、その後も両館はそれぞれに活動を続け、当館は2006年に米国駐在を廃止するまで沖縄戦や米国統治政策に関する文書約400万ページ、写真2万枚、フィルム230本、空中写真3,500枚などを持ち帰った。

米国駐在の成果はその後、さまざまな形で活かされている。例えば、沖縄戦フィルムは、これまでに1フィート運動の会のほか、沖縄県平和祈念資料館なども収集していたが、重複を除くと全部で約350タイトルしかなく全体像は不明だった。しかし、当館の調査で少なくとも1,000タイトルはあることが判明した。その調査結果を基に収集に取り組んだのが、NHK沖縄放送局である。同局は2008年から2年をかけて収集に取り組み、これまでにない数のフィルムが海を渡ってきた。それらは特集番組に活用された後、広く一般市民の閲覧・利用に供してほしいと、2010年から2011年にかけて574タイトルが寄贈された。現在、当館では1フィート運動の会、NHK沖縄放送局の寄贈分を含めて約930タイトルが所蔵されており、自身でパソコンを持参すれば誰でも無料で複写し持ち帰られるようになっている。

#### 琉球政府・沖縄県文書

戦後70年の節目の年、当館では「戦後と援護」と題した展示会を約半年にわたって開催した。また、関連企画としてアーカイブ・トーク「援護法と靖国神社合祀」を実施した。それらの催しで中心的な役割を担ったのが、米国統治時代の地元行政機関であった琉球政府と日本復帰後の沖縄県が作成・収受した援護業務にかかる文書である。

すでに当館開館時に公開された琉球政府文

書には約1,000件の関係文書が含まれていたが、2011年度には沖縄県福祉保健部福祉援護課から4,113件に及ぶ文書の引渡しを受けた。それらが順次、目録登録され、現在約2,700件の援護関係文書が利用に供されている。

この中には援護法の適用を受けるために本人または遺族から提出された「戦闘参加者についての申立書」「行動経過書」「現認証明書」などが含まれており、戦場での様子が細かく記述された記録として注目されている。しかし、利用上の課題も多く、現在、全部門挙げて解決に取り組んでいる。

#### 援護関係記録の利用上の課題

課題としてまず挙げられるのは、プライバシー情報の扱いである。これらは給付金等の支給事務に係る書類であるため、多くの個人情報が含まれている<sup>5)</sup>。書類の多くが1950年代から60年代にかけて作成されていることから、全面公開されるまでには少なくともあと15年くらいはかかる。あと15年といえば戦後85年となり、記録が作られた背景を証言してくれる体験者はもはやいなくなるだろう。現在、これらの記録を体系的に検証したいという研究者やマスコミなどに対しては、閲覧したい簿冊を丸ごと複写申請してもらい、個人が特定できないようにマスキング処理を施した上で提供している。時間と費用がかかるため、利用上の大きな課題となっている。

次に挙げたいのは、文書の劣化の問題である。陸軍兵籍簿など資料の一部には戦争前あるいは戦時中に作成されたものがあり、著しく劣化しているものがある。保存箱内に横置きしているだけでも紙片が剥離し落下している簿冊もあり、たいへん憂慮すべき状況である。陸軍兵籍簿は個人の軍歴を調べる上で有用な記録であり、これらに対する閲覧申請は少なからずあるわけだが、このままでは将来にわたる利用を担保できなくなる可能性がある。強劣化と診断された簿冊は「琉球政府文書緊急保存措置事業」等により補修を実施し

た。現在、残りの簿冊の保存措置と同時に原本を提供せずに済むようデジタル化などの媒体変換作業にも取り組んでいる。

#### おわりに

筆者にとっても戦後70年の節目の年は、記録についていろいろと考えさせられた一年でもあった。

実は、援護法に係る給付金等の申請手続きの中で作成された公文書が「沖縄戦の実相を歪めることにつながる」という声がある。先にも触れたように、1950年代に行われた厚生省による実態調査や1960年代の沖縄県によるオーラル・ヒストリー事業において、日本軍によって壕を追い出されたり、スパイ嫌疑により斬殺されたりした一般住民がいた事実が判明したわけだが、援護法においては戦闘参加者と認定されるためには「軍への積極的な協力」が鍵であった。そのために、実際には壕を追い出されて死傷した場合でも、申請窓口の担当職員の“厚意”により「壕の提供」と書き直させられるケースがあったことが記録や証言から分かっている。他にも、日本軍から手榴弾を渡され自殺した住民について自ら積極的に自決したように記載される結果となった。こういった記録が作成されていく過程や背景を顧みずに内容だけを見てしまうと、多くの住民は軍と一体になって戦い、積極的に死を選んだという歴史認識にもつながっていく。実際に沖縄戦をめぐるのは、「集団自決」は軍命によるものだったのか、それとも住民自ら選んだ道だったのかという論争や法廷闘争が起きている<sup>6)</sup>。ただしこれは沖縄だけに限った問題ではない。現在、従軍慰安婦問題が中国や韓国との外交問題にまで発展していることを鑑みると、わが国全体に共通する問題なのである。

こうした状況から見えてくることは、さまざまな角度から歴史を検証できる体制づくりの必要性であろう。歴史の“真実”に迫るには、できるだけ多くの“事実”を突き合わせる必要がある。官の記録だけではなく民の記録、紙資料だけではなくオーラル・ヒ

ストリーなど、重層的に記録を管理し、アクセスできる環境を整える必要がある。

今や沖縄戦体験を語れる人は県人口の2割を切っていると言われ、戦争の記憶を後世に引き継ぐ手段としての記録が今後より重要になっていくことは疑う余地がない。公文書館が果たすべき役割はますます大きくなっていくだろう。

#### 注

- 1) 明治政府による琉球処分の際、琉球王国の中樞政府機関・評定所が記録・編集してきた行政文書「評定所文書」は接收され、東京の内務省で保管されていたが、関東大震災の火災で焼失した。また、琉球王国の外交を記録した「歴代宝案」も王城で保管されていた原本は内務省へ移管され、関東大震災で焼失、久米村（現那覇市久米）で保管されていたものも沖縄戦で焼失した。さらに、琉球王府がアメリカ、フランス、オランダと結んだ琉米、琉仏、琉蘭の修好条約原本も琉球処分の際に明治政府に引き渡しを求められ、現在、外務省外交史料館が所蔵している。
- 2) それらの記録は終戦後、米本土に移送されたが、日本政府の要請により1950年代に返還され、現在、東京にある防衛省防衛研究所で保管されている。
- 3) 同事業で作成された記録の一部が現在当館に保管されている。その中には『沖縄県史』に収録されなかった証言テープも含まれている。
- 4) 同会は、2013年に解散するまでの30年間に11万フィート、約200タイトルにおよぶ記録映像を収集した。同会が収集したフィルムは2013年に当館に寄贈された。また、琉球朝日放送株式会社と1フィート運動の会の共同により作成されたデジタル映像も2014年に当館に寄贈され、現在、一般の利用に供されている。
- 5) 当館では本人または3親等以内の親族に対しては、関係書類の提示を受けた上で複写物を提供するようになっている。
- 6) 例を挙げると、高校歴史教科書の沖縄戦における集団自決に関する記述で争った第3次家永教科書裁判（1984年）、小泉純一郎首相の靖国神社参拝を違憲として争った沖縄靖国訴訟（2002年）、阿嘉島の集団自決における軍命の有無で争った大江・岩波裁判（2005年）などがある。